

〔論 説〕

羅針盤は進化する — 合意形成論序説 —

藤 川 吉 美

1. はじめに

公的に正しいとされる舵取り（政策）には、公認の正しい羅針盤（社会的協力の理念と正義原理と共通ルール）が必要である。これがない状態をジャングル状態（戦争状態）という。しかしこれは万古不易のものではなく、人間の知的進化と社会的な協力形態の変化とに伴って進化してきたし、今後も進化するであろう。この意味において、人類の歴史は進化する羅針盤に基づく舵取りの歴史であるということができよう。なお、社会的協力の理念と正義原理とがインプライしている共通ルールを一般に法体系という。

今日の羅針盤は、奴隷制を容認した古代ギリシア時代のそれとは全く違ふし、絶対王政や貴族性／封建制／民主制では、それぞれ舵取りのありかたが基本的に異なる。私たちは往古蛮族に象徴される威嚇と支配の時代から、個人の価値を等しく尊重すべき主権在民の対話と合意の時代へと進化して今日に至っている。

直近の20世紀と21世紀とを比べても、羅針盤の違いは明白であろう。功利主義に基づく社会的協力の理念と財の奪い合いや分捕り合戦を正当化してきたその正義原理は、すでに歴史の審判によって終わりを告げ、それに取って代わって、国境も国籍もない経済活動のグローバル化と高度情報化社会のニーズに応える斬新な理念およびそれが含意する新しい正義原理が人類の存続と平和共存に不可欠な時代になってきたようである。

2. 社会的協力に必要な共通の羅針盤の導入

他の条件を一定とすれば、船の安全運航や飛行機の安全な舵取りには、正しい羅針盤が必要であるように、企業や自治体や国など、各組織の繁栄や発展への舵取りにも、それに先立つ正しい羅針盤、公認の理念が必要である。企業には企業の、自治体には自治体の…国には国の正しい羅針盤が必要である。

いずれも下部の羅針盤は上部の羅針盤との間に序列的關係があつて、互いに矛盾してはならないという制約がある。現在のところ、各国の羅針盤が当該国内の最上位の羅針盤とされ、国内のいかなる下部組織であれ、国はそれと矛盾する羅針盤の使用をすべて禁じている。上部羅針盤と矛盾する羅針盤は、すべて健康な組織を破壊するガン組織の羅針盤のようなものとされるのである。

現在のところ、ヨーロッパ連合（EU）への統合をめざす各国には、まだ、ドイツにはドイツの、フランスにはフランスの…といった別個の羅針盤が認められるが、加盟国内で将来、共通の憲法Cに合意形成が図られると、その段階で、Cをインプライする羅針盤がEU共通の最上部の羅針盤となり、加盟国はそれに服すべき責務を負うことになる。

ホップズ、ロック、ルソー、カントなど、歴代の社会契約論者達が人間の理性と良心の命ずる自発的な合意形成によって共通・公認の羅針盤を選び出そうとしたのは、羅針盤の

対立と係争からくる戦争状態への突入を未然に防止するためであった。

各人が各様の羅針盤をもつ状態では、互いにぶつかり合い、互いに殺し合う弱肉強食のジャングル状態に陥ること必至なるがゆえに、人間の理性と良心は、平和的な話し合いと合意形成によって、共通の羅針盤の下に自由と平等、互惠と博愛を保障し合う社会的協力に入るよう自らに命じた。これによって「人が人に対して狼」という万人の万人に対する闘争状態（戦争状態）を終結させた。

しかし問題は、それで解決したわけではない。国は一つではない。この地上には、それぞれ独自の羅針盤を保有する複数の国（社会的協力の単位）が存在する。個人の場合にも社会の場合にも、複数の羅針盤が存在し、権利係争に際して合理的に解決する共通の正義原理と共通ルール（共通の法体系）が存在しない状態をホップズのように戦争状態というなら、これは「国が国に対して狼」という「万国の万国に対する闘争」の戦争状態であるに違いない。しかもその壮絶さたるや「個人が個人に対して狼」の比ではない。舵取りを誤ると、人類は絶滅の危機をまねく。

こうして人類の叡智は、償おうにも償いえない多大な犠牲を払った末に、個人ばかりか企業、自治体、国などすべての組織の場合にも、互いに矛盾し合った羅針盤と羅針盤との対立がその地域を戦争状態と化し、この地上を流血のジャングル状態に追い込むものだとすることを発見し、羅針盤のすり合わせの段階に入ったのである。

互いに矛盾し合った羅針盤AをとるA国と羅針盤BをとるB国との間の政策上の対立や権利係争や武器による戦争を解消するための賢策は、両国が対話と合意に基づいて共通の羅針盤Cを選択し、ともに、公認のCの下での舵取りに改めるしかない。これは二国間の場合のみならず、一般に、N国間の場合にも成りたつ法則である。

3. 武力による羅針盤の統合から、合意形成による羅針盤の統合

人類の歴史も、ポリス（都市国家）からコスモポリス（世界国家）への変遷プロセスを如実に示している。古代ギリシア時代、家庭教師アリストテレスから共通の羅針盤の下での平和の確立を学んだアレクサンドロス王子は、成人して王位を継承した後、これを実践すべく、軍事力を背景として、インド西方とアフガニスタンまで遠征し、各地に図書館を建て、共通の羅針盤を拡大しつつギリシア風の秩序と文化を東方世界に普及した。これは武力による羅針盤の統合であり、目的は正しいが、手段は間違っていた。羅針盤の統合は正しい手段によらなければならない。それは合意形成である。

しかし合意形成には、暴力による威嚇を背景としたケースもあれば、心理的・物理的な外圧による不本意なケースもある。これはいけない。合意形成は自発的なもの、つまり、科学的な根拠（客観的・合理的な根拠）に基づき、一人ひとりが自らの意思で合意するものでなければならない。では、科学的根拠とは何か。

要は、任意の政策Pについて、他よりもPに多数の合意が形成されたから、Pは正しいとされるべきか、それとも逆に、客観的かつ合理的な証拠や理由に基づき、他よりもPは正しいから多数の合意が形成されたのか、これが問題である。

一般に、裁判においては、事実関係Rが最大の争点とされるが、では、Rが容認されるのは、どういう場合か。必要ならDNA鑑定に付すなど、証拠体系に基づきRが真であるからか、それとも、多数の裁判官がRに合意したからか。

今日のまともな国では、科学的な根拠を最重視する証拠主義が採用されている。自白が証拠の王とされる不幸な時代も過去にはあったし、濡れ衣を着せられ冤罪の犠牲になった人たちも少なくなかったが、科学技術の発展に伴って、しだいに、人びとの知的枠組みも進化し、物証（物的証拠）が重視される時代になった。

すべての事実問題（F）について、Fに多数の合意が形成されるからFは真であるのではなく、逆に、Fは科学的な証拠体系に基づいて真であるから、多数の人がFに合意するのである。単なる合意形成は数の暴力に他ならない。

Fは科学的な証拠体系に基づき真であるから、多数の人がFに合意する。

これと同様に、すべての政策問題Pについても、ただ単に合意形成の数ではなく、その科学的根拠が問われる時代になった。「なぜ、合意した？」と、その理由が問われるわけであり、それに答えられない合意それじたいには何の意味もない。

合意形成には、それなりの科学的根拠が必要である。要は、合意の数の大小ではない。利益の誘導や外的強制による合意形成は無効である。また、義理人情に訴えるような合意形成にも意味はない。こうしてすべての政策問題Pについて、Pに多数の合意が形成されるから正しい（正当である）とされるのではなく、逆に、科学的な理由体系に基づいて、Pは正しいとされるから、多数の人がPに合意するのである。

科学的な理由体系に基づきPは正しい（正当である）から、多数の人がPに合意する。

といったように、合理的な理由体系によって正しいから合意する時代になってきた。なお理由体系には、正／邪の決定に不可欠な社会的協力の単位の理念（羅針盤）、それが合意する共通の正義原理（正しさ／正当さの基準）、それが合意する共通のルール（法体系など）が不可欠である。

現在のところ、社会的協力の単位は、まだそれぞれの国だが、政治・経済・社会全般のグローバル化に伴って、平和的・合理的な紛争解決／問題解決には、世界共通の理念、共通の正義原理、実効力のある共通ルールが必要となってきた。EUは合意形成によって共通の羅針盤に基づく欧州連合への統合を進めているが、これは羅針盤の世界的な統合をめざす壮大な試みへの一里塚である。

頻発する自爆テロ、核拡散、イラク戦争の泥沼化、国際的な貧富格差の拡大など現実の世界情勢を見渡すと、残された時間はもう少ない。世界全体を社会的協力（social cooperation）の単位とした共通理念、共通の正義原理、実効力のある共通ルールおよび共通の政府の合意形成に向けて人類の叡智を結集すべきときがきたと考える。この地上に恒久の平和と人類の幸福が実現するのは、世界が挙って自発的な合意に基づいて、共通の羅針盤を採用し、それによって舵取りを始めるとき、そのときに限る。

4. 共通の羅針盤の合意形成の諸条件

現実には、多数決に訴えるしかないと思われるかもしれない。けれども、上記のとおりただ単に多数の合意形成ゆえに正しいのではなく、科学的な理由体系に基づいて正しいと

判断され、それゆえに多数の合意形成が得られるのでなければならない。よって、一般に P を政策問題とするとき、P の合意形成のためには、

条件 1. P は正しい政策でなければならない。ただし、P が正しいのは、P が科学的な理由体系 (R_1, \dots, R_n) を充たしているとき、そのときに限る。

この点は、事実問題「ジョンがメアリーを殺した」が真であるのは、実際にジョンがメアリーを殺したとき、そのときに限る。言いかえると、科学的な証拠体系 (E_1, \dots, E_m) (血液型, DNA, 動機, 靴跡, アリバイ等) を充たしているとき、そのときに限る、と平行である。科学的な理由体系 (R_1, \dots, R_n) は政策によって異なるが、いかなる政策も共通の社会的協力の基本理念・正義原理・共通ルールを充たしていなければならない。これが羅針盤である。ただし、憲法は共通ルールの公理である。

条件 2. 当事者は、だれもが納得しうるような仕方で、科学的な理由体系 (R_1, \dots, R_n) を誠実かつ詳細に説明しなければならない。

理解力は人によってまちまちだから、相手にわかるコトバで相手にわかるように説明の方法に工夫をこらすことが重要である。十分な説明義務を果たさないで合意を迫るというやりかたは、政策があやしいことをインプライしている。また、科学的な理由もわからずして合意に加わるというやりかたは、無責任とのそしりを免れ得ない。それは数の暴力に加担するものである。

条件 3. 当事者は、成員一人ひとりが純粹に科学的な理由体系の視点から正しい判断をくだせるよう努めるべきである。威嚇や脅しなどの精神的圧迫、見返りの保障や便益などの心理的誘惑、個人的な取引や交渉など、けっして成員の公正な判断を攪乱するようなことがあってはならない。

当事者は一切の恣意性を排して成員の視点を公認の共通の羅針盤へと導き、当初のばらばらな要求がその科学的根拠ゆえに、言いかえると、その理由体系 (R_1, \dots, R_n) を充たしているがゆえに、熟慮とともに、しだいに共通の要求へと均衡収束し、自然なかたちで合意形成へ収束するよう厳正中立を維持すべきである。それでも合意形成が無理なら、それは正しくないこと (科学的な理由体系の不充足) を意味している。

5. 羅針盤は歴史的に進化する

古代ギリシア以来、選ばれた政策 P が正しいか否かを決定する正義原理や共通ルールは、社会的協力の理念の進化に伴って進化してきた。

ペリクレス時代 (444~429, BC) のアテナイの政治は、ツキディデスが「多数者の手で治められているから民主制であり、人は身分によらず、公職につくに貴賤の別なく、市民相互に嫉視嫌厭はない…」と賞賛しているように、民主政治の全盛期だったが、実際には都市国家アテナイの住民 400,000 人のうち 250,000 人は奴隷であり、自由民はわずか

150,000人に過ぎなかった。

カリクレスは「優れた者が劣った者よりも多く、また有能な者が無能な者よりも多くを手に入れるのは正しく、正義とは一般に、強者が弱者を支配し、…、牛であれ何であれ、力の弱い劣った者は、すべて力の強い優れた者の所有に帰するのが自然本来の正義である」としたが、これが往時の羅針盤を代表していた。これに異議を唱え、羅針盤のパラダイム転換を促したのが愛知を説くかのソクラテスであった。

古代ギリシア時代：全盛期

1. Sōkratēs (470~399,BC.) 政策Pが正しいのは、それによって平等な分け前が守られるとき、そのときに限る。
2. Platōn (427~347,BC.) 政策Pが正しいのは、それによって各人が自律的かつ自発的に本務を遂行し、本来、自分に属するものを所有するとき、そのときに限る。
3. Aristotelēs (384~322,BC.) 政策Pが正しいのは、それによって、各人が法にかなった心情や行動様式をとり、価値や功績に応じて各人に分配され、取引や交渉などで各人の利害得失が平等に調整されるとき、そのときに限る。

ヘレニズム期：ストア派とエピキュロス派

4. Zēnōn (335~263,BC) 政策Pが正しいのは、それが共通の自然法 (lex naturalis) に合致しているとき、そのときに限る。
5. Epikuros (341~270,BC.) 政策Pが正しいのは、それによって各人が友情と信頼の念に基づく社会的快樂を増進し、他人の怒りをかう機会やそれを恐れる機会をもたさないとき、そのときに限る。
6. Plōtinos (204/5~269/70) 政策Pが正しいのは、それによって、各人が単一の理性である一者（世界靈魂）に働きかけ、自己の本分を尽くすことに寄与する政策であるとき、そのときに限る。

古代ローマから暗黒の中世へ：教父哲学・スコラ哲学

7. Augustinus (354~430.) 政策Pが正しいのは、それによって、各人が神のみに仕え、人間に属する諸事を巧みに統御する愛徳 (caritas) に依拠して完全に神を愛し、完全に神を信じ、神的照明の下に、神には神のものを与え、各人には彼のものを与えるような政策であるとき、そのときに限る。
8. Thomas Aquinas (1224/5~1274) 政策Pが正しいのは、共同体の全体の共通善 (bonum commune) に鑑み、①徳一般を共通善へと秩序づける徳である一般的正義 (法的正義) の要件、②人の価値や地位や功績などに応じて共同体の共通善を配慮しつつ、各人に彼の分を与える配分的正義の要件、③客観的な利害得失を人の価値、地位、身分に関係なく調整し、各人に彼のものを与える調整的正義の要件を充たすとき、そのときに限る。
9. Francisco de Vitoria (1492~1546) 政策Pが正しいのは、すべての人を神の前に平等とするばかりか、法の下でも自然の下でも平等とし (奴隷制度の廃止)、人肉を食さない限り、異教徒や異民族を征服せず、神も民族も世界の支配権をローマ教皇や皇帝

に付与してはいない（契約論と主権在民）とし、安全な通行権を万民に保障する政策（国際法の要請）であるとき、そのときに限る。

10. Francisco Suarez (1548~1617) 政策Pが正しいのは、人びとの良心の義務を他者に負わし得ないものとし、国家権力を神やその代弁者（国王）にではなく、共同体を形成している成員に所属するもの／契約（kontractus）にて代表者に国権を付託し統治権を委譲するものとするとき、そのときに限る。

英国経験論と社会契約論の台頭：近代民主社会の芽生え

神の秩序から開放された人びとは、知の再構築に着手した。こうして台頭したのがイギリスの経験主義とフランスなど大陸の合理主義であった。

11. Thomas Hobbes (1588~1679) 政策Pが正しいのは、社会契約によって人と自然法の契約が成立し、自ずと自律的または他律的にその契約を履行するような政策であるとき、そのときに限る。
12. John Locke (1632~1704) 政策Pが正しいのは、それによって理性の法（自律原理）としての自然法と両立する人定法の支配の下に、多数派の意思と合意による決定に基づき、いかなる人も等しく、自由と平等と独立の平和状態を享受することができるとき、そのときに限る。
13. David Hume (1711~76) 政策Pが正しいのは、それによって人びとの心に最高の共感（sympathy）が呼び起こされるとき、そのときに限る。

大陸合理論の台頭：自我の確立

14. Hugo Grotius (1583~1645) 政策Pが正しいのは、それが自然法を根拠に、締結された契約（pactio）に基づいており、しかも人間性の基本原理（社会的欲求）に合致しているとき、そのときに限る。
15. Baruch de Spinoza (1632~77) 政策Pが正しいのは、国家目標が国民の幸福に限られ、Pが自然法の下に、愛と寛容の精神に基づいて、正義と公正の原理を充たし、それゆえ、各人に有益かつ歓喜の感情を覚えさせるとき、そのときに限る。
16. Jean-Jacques Rousseau (1712~78) 政策Pが正しいのは、その政策が理性の戒律たる自然法に基づき成員の自発的な合意によって選ばれ、それによって自由・平等・独立の価値がより以上に保障される政策であるとき、そのときに限る。
17. Cesare Bonesana Beccaria (1735~1794) 法制Lが正しいのは、犯罪と刑罰が法によって定められ（罪刑法定主義）、立法者と裁判官の権限が互いに独立し、犯罪に対する刑罰が万人に平等で、犯罪行為の領域が必要最小限（刑罰最小主義）であり、犯罪の程度と刑罰の程度とが均衡し、死刑を含む残酷な刑罰が廃され、裁判官が刑罰のために法規を解釈せず、法律が貴族の不分明な独占でなく、犯罪の認定が十分な物的証拠によっており（証拠主義）、逮捕や拘留が法の定めるところに従い、未決拘留者の人権が尊重され、犯罪予防が刑罰でなく正義の法制によっており、法制が常に人民のために合理的に調整され（人民主権）、疑わしい者はこれを罰していない（疑わしきは罰せず）とき、そのときに限る。
18. Christian Thomasius (1655~1728) 法制Lが正しいのは、それが良心の自由や信

仰の自由などの外面的義務を履行し、同時に、人びとが誠実・礼節・正義の三徳を実践しているとき、そのときに限る。

19. Gottfried Wilhelm Leibniz (1646~1716) 政策Pが正しいのは、そのPが①調整的正義 (justitia commutative: 各人の平等な権利を厳格に保障し、何人も傷つけてはならぬ)、②配分的正義 (justitia distributive: 各人に彼のものを与えよ)、③普遍的正義 (justitia universalis: 有徳な仕方ですべきだ) を充たしているような政策であるとき、そのときに限る。

20. Christian Wolf (1679~1754) 政策Pが正しいのは、それによって、個人も国家も自己完成の義務を履行しているものであるとき、そのときに限る。

なお、後見的／啓蒙的な警察国家／専制国家たる国家の目的は、臣民の安全と平穏と自足の保障に求められた。

21. Immanuel Kant (1724~1804) 汝の行為Aが正しいのは、汝の意思の Maxime が常に同時に普遍的立法の原理として妥当するか、汝の人格におけると同様、あらゆる他者の人格における人間性を常に同時に目的として使用し、決して手段として使用することがないか、あるいはAによってか、Aに従って各人のもつ自由が他の何人の自由ともある普遍的法則に従って両立しうるとき、そのときに限る。

また、政策Pが正しいのは、それによって公的正義 (配分的正義：各人に彼のものを与えよ) と相互取得的正義 (調整的正義：殺人犯の罪には死刑の罰を) とが実現されるとき、そのときに限る。

22. Georg Wilhelm Friedrich Hegel (1770~1831) 政策Pが正しいのは、それによって有機的国家における人倫の現実態が完成し、公認の実定法に基づいて政策決定が下されるとき、そのときに限る。

功利主義の台頭：自由優先と資本主義の勃興

23. Jeremy Bentham (1748~1832) 政策Pが正しいのは、Pが最大多数の最大幸福 (the greatest happiness of the greatest number) に寄与する政策、言いかえると、快樂や幸福、便益や福利など功利性 (utility) の社会的総和の最大化に寄与する政策であるとき、そのときに限る。

24. James Mill (1773~1836) 善の最大化が正である。だから、政策Pが正しいのは、そのPが善 (good) の最大化に寄与する政策であるとき、そのときに限る。

25. John Stuart Mill (1806~73) 政策Pが正しいのは、幸福追求の自由を平等に保障すべきものについては平等に保障し、結果的には、それが社会全体の快樂 (pleasures)、総計の最大化に寄与する政策、または、最大多数の最大幸福の達成に寄与する政策であるとき、そのときに限る。

26. Henry Sidgwick (1838~1900) 政策Pが正しいのは、それが功利性の最大化としての正義 (justice) を充たし、それによって、自由と平等の均衡点に達しているとき、そのときに限る。

功利主義の反省：平等優先と社会主義の勃興

資本主義に対するアンチテーゼとしての社会主義は、世界的な冷戦時代を招いた。

27. Claude Henri Saint-Simon (1760~1825) 政策Pが正しいのは、それが搾取のない計画経済の実現に寄与し、それによって、人びとの能力や働きに応じて、各人に分配されるものとなる時、そのときに限る。
28. Karl Marx (1818~1883) 政策Pが正しいのは、働かざるもの喰うべからずとし、Pによって、各人にはその働きと能力に応じて、社会財が分配されることになる時、そのときに限る。
29. Friedrich Engels (1820~95) 政策Pが正しいのは、それによって、労働に応じた分配の平等と自由権の平等と独立権の平等とが保障される時、そのときに限る。
30. Vladimir Iliich Lenin (1870~1924) 政策Pが正しいのは、そのPによって、労働者の労働者による労働者のための社会（つまり、搾取なき社会）が実現するとき、そのときに限る。そのためには、その手段としての暴力革命や国家の解体、反革命勢力の殺害や人権剥奪も正しい。

脱功利主義の試み：公正な分配の探求

自由・平等・博愛の調和は、ロックやルソーの契約論において掲げられた民主主義の理念（羅針盤）であったが、功利主義を前提とする資本主義は、市場の失敗によって修正を余儀なくされ、またそのアンチテーゼとして台頭した社会主義は、政府の失敗によって修正を余儀なくされた。こうして、キューバ危機に象徴される一触即発の冷戦、地球を二大勢力に分断した冷戦状態は終わりを告げた。

自由、幸福、土地、家、お金など功利性の奪い合い、パイの争奪戦は、功利主義それ自体に潜む避けようのない本性的な欠陥であった。もう一度、民主主義の原点に戻って自由・平等・博愛の調和を求め直す必要がある。こうして、ロールズは21世紀の新しい羅針盤の探求に乗り出したのである。詳細は別記するが、その概要は次のように纏めることができよう⁽¹⁾。

31. John Rawls (1921~2002) 政策（舵取り）Pが正しいのは、それが
- ①人はみな他者と同じ自由のシステムと両立しうる最も広範かつ同等な基本的自由のトータル・システムを享受する平等な権利を実質的に保障し、
 - ②社会的・経済的な不平等は、(a)正義の貯蓄原理と整合に、すべての人に有利であると合理的に期待され、(b)公正な機会均等の条件の下で、すべての人に等しく開かれた地位や職務に属するようにアレンジすることに寄与する政策（舵取り）であるとき、そのときに限る⁽²⁾。

脱功利主義の試みは、この他にもいろいろ見かけられるが、しばらく様子をうかがいたく、本稿においては割愛することにした。

(1) 詳しくは拙著『公正としての正義の研究』成文堂、1989を参照のこと。よりわかりやすく解説したものとしては、拙著『ロールズ哲学の全体像』成文堂、1995があげられよう。

(2) これをロールズの「正義二原理」という。この定式化は、試行錯誤的に修正を加えられた末に辿り着いたものであり、本質的な違いはないが、最初のころの定式化とは表現上の違いが認められる。

[抄 録]

本稿「羅針盤は進化する」―合意形成論序説―は、「政策」を舵取りとし、また「社会的協力の理念・正義概念・共通ルール」を羅針盤と定義し、羅針盤の対立から相互不信や喧嘩が生じて戦争状態に突入するという条理を論じる。

続いて、人類の歴史は、羅針盤の統合のプロセスであること、しかし、羅針盤の統合は今日の「対話と合意」の時代には、武力や暴力に訴えてではなく、自発的な合意形成によって達成されなければならないこと、合意それ自体に意味があるのではなく、その科学的な根拠こそが重要であること、なぜなら、一般に、合意形成ゆえに正しい、または、正当だからではなく、逆に、正しい（正当である）がゆえに、合意形成に達するからであることについて論ずる。

最後に、羅針盤には万古普遍なるものはなく、古代ギリシア以来、社会的協力の変化に伴ってたえず変化して今日に至っていることについて論じたいと思う。序でながら最新の羅針盤はどういうものかについても述べておきたいと思う。